

広島県告示第四百七号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条の二十第三項において準用する第十条の六第二項の規定によつて、広島県指定登録機関から次のとおり変更の届出があつた。

平成二十五年四月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 広島県指定登録機関の名称及び事務所の所在地

1 名称

社団法人広島県建築士会

2 事務所の所在地

広島県広島市中区千田町七番四七号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

名称

2 変更内容

	変 更 前	変 更 後
	社団法人広島県建築士会	公益社団法人広島県建築士会

三 変更年月日

平成二十五年四月一日